

平成 27 年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第 4 回 理事会議事録

招集年月日 平成 28 年 3 月 7 日 (月)
開催日時 平成 28 年 3 月 28 日 (月) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 52 分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2 階 会議室 2
出席理事名 保立一男、今郡利夫、坂本義勝、伊藤大、伊豆義隆、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、
原直俊、坂下弘之、長谷川和則、安藤康行、菅谷久子、齊藤幸治、向山和枝
(書面出席 柳堀弘、村上泰広)
出席監事名 中山照明、日高勝利

定刻通り、平成 27 年度第 4 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会を開催。

理事総数 18 名中 17 名の出席により、定款第 12 条第 5 項に定める定足数を充たし、理事会が成立していることを確認した後、保立会長より挨拶がある。その後、議長選出に入り、全員一致で次の者を議長に選出した。

・保立一男(会長)

議事に先だつて、議長が次の者を議事録署名人に指名した。

・原直俊(理事)、伊豆義隆(理事)

○議 事

議案第 1 号 任期満了に伴う評議員の選任について

(事務局：相良) 現在評議員でいらっしゃる欠員の方を除く 39 名につきましては、この 3 月 31 日をもって任期満了となります。本会の評議員の選任にあたりましては、定款第 16 条の中で「社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する」と規定されています。さらに評議員の選任については別途評議員の選任規程が設けられておりまして、それぞれの区分ごとに所属する団体等より推薦をいただいて 40 名の評議員を新たに選任する内容となっています。具体的な選任案につきましては、本日お手元にご用意をさせていただきました「委嘱予定者氏名」、こちらに 40 名の新たな評議員の名前を記載させていただきました。お名前が隣が選任規程に基づく区分がどの区分で、こういった選出母体から選任がされたのか、いずれもそれぞれの母体宛に社会福祉協議会より推薦の依頼を行いまして、推薦書としてあげられた 40 名の皆様となっております。なお備考欄の中に「新」とある方については、前任者に代わって新たに評議員として推薦がされた方、また「再」と書いてある方については、以前に評議員にご就任いただいていた方が再び評議員として推薦された方となっております。39 番、40 番につきましては行政関係者ということで、それぞれの課の人事異動に基づき、新たな評議員として選任案に加えさせていただいているものであります。今回 40 名中、新たな評議員としてあがった方が 14 名、再任となる方が 3 名、計 40 名で理事会の同意をいただくものでございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

(中山監事) 1 点ご質問をさせていただきたいんですが、今度国会でも承認されることになると思いますけど、社会福祉法人の社会福祉法の改正で、評議員の皆さんの役割とか任期が変わると思うんですが、今は 2 年になっていますけど、今度は 4 年になるのではないのでしょうか。理事、監事の任期は 2 年ですけど、評議員は 4 年となると思うんですが、それにつきましては途中で変更がされるものなのか、また評議員の役割が変わってくると思うんですが、わかりやすく言えば株式会社ですと、全部の議決は評議員が握るわけですよ。株式会社で言えば株主さんですよ。その辺りが大幅に変わると聞いているんですけど、それについてはどのようにされるのでしょうか。

(事務局：相良) 社会福祉協議会の評議員に関しては、特段の通達といったものが全社協あるいは県社協から出ておりませんので、現行の定款のルールの中で今回は2年間の選任となっております。ただし、法改正等の動きについては、逐一情報をチェックしまして必要な改正、当然選任規程のあり方であるとか定款の変更というところも関わってくる重大案件になると思いますので、評議員選任の同意機関であるこの理事会の中でもご審議をいただきながら法令に準じた形での改正を近いうちにかけていきたいと考えております。今回の選任提案につきましては、あくまでも現ルールの中での2年間40名の提案ということでよろしくお願いいたします。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第2号 任期満了に伴う第三者委員の選任について

(事務局：相良) 現在本会の第三者委員として任命させていただいております、中山照明さん、日高勝利さんはいずれも監事さんとして兼務していただいておりますが、この3月31日をもって任期満了となりますので、苦情解決に関する規程第12号第1項の規程に基づき、後任の第三者委員についてはP.6の選任案で中山さん、日高さんを引き続き第三者委員として選考したいということで提案させていただいております。なお、苦情解決に関する規程については、この資料のP.43に抜粋ですが必要な情報を参照できるようになっておりますので、第三者委員の選考についてご審議をいただきたいと思っております。

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第3号 平成27年度社会福祉事業区分補正予算(案)について

(事務局：相良) 社会福祉協議会の補正予算については、理事会で同意を得た上で評議員会の承認を求めものとなっております。経理規程第17条に基づき補正予算を編成した主な理由は、1点目は平成26年度決算額確定に伴う前期末支払残高、これは前期繰越金収入のことです。こちらが見込みよりも若干多めに繰り越しして決算を終えておりますので、決算額に合わせた形で予算増額で組んでおります。2点目は、市の指定管理事業である障害者デイサービスセンターのぞみと福祉作業所きぼうの家の2年目の運営について努力をしましたが、利用実績について当初の見込みを下回って予備決算の段階において両事業合わせて250万円程度の支出超過という結果になってしまいました。そのため、必要な財源的な補填について補正予算に提案するものでございます。その関連で指定管理事業の不足分に充当し且つ年度末の支払資金を確保するために、本会が保有する財政調整積立金、現在1,700万円保有しておりますが、そのうちの200万円を処分させていただきたいという内容です。両事業の支出超過の具体的な内容ですが、資料P.11に収支見込みということで記載しておりますので、説明をさせていただきます。

障害者デイサービスセンターのぞみにつきましては、当初予算56,197,000円の大半を占める利用者から頂く利用料収入が、当初予算を大きく下回る決算見込みとなっております。一方支出の方は、人件費はじめ削減の努力を続けましたが、収入決算見込みから支出決算見込みを引いた資金残高の見込額については、360万円程度の赤字となっております。これは当初予算で見込んでおりました福祉作業所きぼうの家からの繰り入れ200万円を見込んだとしても、360万円程度の赤字が生じるという予備決算の状況です。福祉作業所きぼうの家につきましては、収入はほぼ予定通りの収入となりました。支出は若干予算との差異は生じておりますが、支出の削減を図っておりまして、障害者デイサービスのぞみの方にすでに200万円を繰り入れたうえで、尚且つ110万円程度の黒字という状況であります。両事業を合算した資金残高見込みとしましては、福祉作業所きぼうの家の方でプラスは出ましたが、250万円程度の赤字という部分の補填をどうするかというところで、理事の皆さんにお諮りをして補正予算を提案したところであります。特に、大きな支出超過となってしまいました障害者デイサービスセンターのぞみにつきましては、利用状況をP.8～P.9にかけて資料としてまとめさせていただきました。

指定管理の運営状況については11月まではすでに理事の皆さんにも報告しておりますが、12月～2月まで

含めた直近の利用状況については、P. 8 の表に記載となっております。10、11 月からは若干持ち直したものの、やはり年間平均で 10.6 人、本年度の受入目標については 1 日当たり 13 人と比べると大きく差異が生じる結果となってしまいました。当然利用料収入も見込みを大きく下回る収入となっている状況です。事務局といたしましては利用者の獲得に向けて、まずは市内にいる障害者の方への広報、あるいは市障がい福祉課にお願いしながら必要なチラシの配布、市内で障害者のサービス計画を作るケアプランセンターにも PR を続けるなどの努力をしてきましたが、それでも、今年度の 8 月をピークに利用規模は停滞しているという結果になってしまっております。また、障害者デイサービスセンターのぞみを利用したいという新規受入の頻度も夏以前と比べると低調な状況となっております。その中で、障がい福祉課よりデータの提供をいただきながら、指定管理のあと 3 年間でどのように運営していくのか、利用者はどこまで増やせる見込みがあるのかという分析を行いました。

市内で障害支援区分認定を受けられている方は 424 人（2 月 15 日時点）いるとのこと。障害者デイサービスセンターのぞみの利用対象となる方は障害種別で言うと重度の身体障害、区分 3 以上に該当する方が生活介護の主たる利用者の層と考えられます。データから区分 3 以上の方を抜き出すと、115 人という数字が出てきます。さらに、この 115 人のうち、現在何らかの障害福祉サービスを利用している方が 82 名、33 人の方については障害支援区分の認定は受けているけどサービス利用に至っていないという結果が出てきております。新たな生活介護の利用者としてターゲットとなる方はこの 33 人になると思いますので、今後もこの 33 人に対して利用に向けたアプローチを市や関係機関の協力をいただきながら、進めていきたいと考えておりますが、33 人全員が生活介護の利用になるかということ、そちらも分析が必要となります。現在区分 3 以上の重度身体障害者の方のうち、生活介護を利用している方は半分強 51.5%の方が、認定を受けて生活介護を使われているということになっております。この 51.5%を 33 人に当てはめると、少なくとも 17 人が新たな利用者として開拓の見込みがあるという結果になりました。神栖市 94,000 人の中の 17 人ですので、社会福祉協議会ではこの 17 名がどこに、どういった生活状況で暮らしているのかというのは掴みきれない部分がございます。今後も努力の中では、個別にアタックするということはできませんので、市の協力をいただきながらまずは PR の部分、そして障害支援区分認定の更新のタイミングの中で障害者デイサービスセンターのぞみの周知、現在市内にある 11 の計画相談支援事業所と密な連携を取りながら、新しい利用者の獲得に向けて努力をしておりますが、市内の生活介護事業所の利用定員（124 人が利用できる状況）や営業日等掛け合わせますと、延べ 644 人分の利用枠がすでに市内にはあるという状況で、この 33 人ないし 17 人のサービス未利用の方にどうアプローチをしていくかという部分は非常に困難な点は否めないと感じております。当然事業所として利用者獲得の努力は来年度以降もしっかり続けていきますが、一方で収支見込みについては、ある程度現実的に利用が見込める数で事業計画、収支予算を立てていくべきではないかと事務局では分析いたしました。この後ご審議をいただきます、平成 28 年度事業計画、収支予算については、具体的に申し上げますと 1 日あたり 11 人を最低の利用ラインと定めて、その中で頂ける収入の範囲での支出というような形に切り替えて、来年度以降は市からの指定管理料も全くのゼロとなってしまいますので、完全な独立採算を取れる最低限の利用人数ということで進めさせていただきたいと考えております。

福祉作業所きぼうの家についても、受入目標には届いておりませんが、収支面では比較的単価の高い生活介護の方が多いということもあり、予算の見込んだ範囲の中での執行ができていますが、就労継続支援事業所については、この 1 年の間に市内に多くの B 型の事業所ができたこともあり、障害者の利用の範囲が広がっている傾向にあります。当然、新しい利用者を福祉作業所きぼうの家でも努力をして獲得していくということに加えて、現在福祉作業所きぼうの家との契約をしている利用者の方についても継続して満足して利用していただけるような事業所運営を心がけていかなければならないと考えております。2 つの指定管理事業の状況を踏まえた補正予算案については、P. 12 以降に記載の通りとなっております。特に大きな補正としましては、障害者デイサービス拠点区分の中の収入の内訳を障害福祉サービス等の事業収入から他の拠点区分からの繰り入れに、金額として 360 万円の見直しを行いました。予算総額については、変更をしておりません。障害福祉サービス収入を 360 万円減額する代わりに、拠点区分間繰入金収入を 360 万円増額するという内容でございます。その拠点区分間繰入の基となる区分については、福祉作業所きぼうの家の方で更に増収となった 110 万円のうち 80 万円を新たに障害者デイサービスセンターのぞみへ繰り出しをしていくということ、それでも不足する 280 万円については本部社協自主事業経理区分の中から障害者デイサービスのぞみ

の方へ予算を充当していくという予算案になっております。その 280 万円を社協自主事業の中で担保していく財源確保策として、一つ目が前期末支払資金残高である程度増収のあった部分を見込んで、増収分全てをデイサービスへの繰り入れへ回すということと、それでも足りない 200 万円については、財政調整積立金の保有額 1,700 万円のうち 200 万円を今回処分させていただきたいということで、280 万円の繰り入れの原資とするものであります。P. 14 には補正後の予算総額がどうなるかというもので記載がございます。当初予算額 267,355,000 円に対して今回総額で 280 万円の増額を図ります。補正後予算額は 270,155,000 円という形で提案をさせていただきます。また、資料の中の参考とあるのは前年度の指定管理 1 年目で支出超過となってしまうと、同じように財政調整積立金の取り崩しを理事会・評議員会の議決をいただいて実施しました。この時の決算の状況と今回の補正予算の比較ということで掲載をさせていただいたものであります。以上事務局の説明を終わりにします。

(伊藤理事) この件につきましては何度かご質問させていただきまして、いろいろな手を打たれているのはわかるんですが、なかなか改善には至っていないと。現実的に、あと 3 年間大丈夫なのかと。今の事務局のお話をきいていると、努力はされているんでしょうけどマイナスの傾向が続くとすれば社協としてやっていけるのかどうかということだと思います。「頑張っていく」という答えなんでしょうけれど、なかなかそれだけでは理解しがたい部分もあります。

(事務局：相良) これは平成 28 年度予算案とも関連が出てくる項目にはなりますが、元々平成 27 年度は指定管理の計画で言うと 1 日 13 人を目標に、来年については 15 人ということで指定管理の指定を受けていたという事情があります。当然 15 人分で予算を組むという考え方もありますが、2 年目の今年度が平均で 10.6~10.7 という状況を考えますと、計画上の 15 人というところは当然目指さなければならない部分として掲げますが、それを充たすための収支予算を考えた時に、11 人というところが現実的な目安なのではないかという分析をしたところでもあります。仮に 15 人という形で目標設定をした場合、当然その 15 人を充たすだけの職員配置を支出の中で立てていく必要がでてきますが、その部分がこれまでも支出超過の大きな原因となってきました。今回の背景には 11 人規模をきちんと維持していくために必要な最低限の職員配置を、今までと違った発想で考える事によって支出を相当額抑えることができると、特に支出の中で大きな部分は人件費ですので、ここを削減するという事は事業所運営に直結する大きなリスクにもなりますので、十分に事務局の中でも検討をさせていただいております。例えば正職員の配置を減らして現場のスタッフの数は変えずに管理的な職員の数を工夫して分散することによって支出を抑えられないかということも、平成 28 年度予算の中では検討の上、組み込んで編成をしております。こういった形態を取ることによって、利用規模について収入は 11 人平均での見込みとはなってしまいますが、その中で赤字を出さずに、場合によっては少し黒字にできるかもしれないという可能性を持った形で平成 28 年度以降の 3 年間の運営をしていきたいと考えました。これは 11 人しか受け入れないということではなく、あくまでも定員は 20 名ですので、新規の利用については受けていきますし、努力も続けていきます。その結果、11 人を超えるような利用が出てくれば、その時点で不足するスタッフを改めて補充していくという柔軟な事業所運営もできるようなスタイルということで今回提案させていただきたいと考えました。

(伊藤理事) 理論上は分かりましたが、本当に大丈夫ということなんでしょうね。予算通りに行くということなんでしょうけど、念のため確認をさせていただきたいです。

(事務局：橋田) 相良から説明させていただいた通り、発想を変えて、元々入ってくる収入の中だけで支出をまかなえるような職員配置に切り替えを平成 28 年度はしていこうと考えております。提案させていただく予算の内容の中には、障害者デイサービスセンターのぞみには平均で職員設置費 650 万円かかる正規の職員が 2 名配置されております。これを 1 名に減らすことによって、少なくとも障害者デイサービスセンターのぞみの支出が数字上では約 650 万円抑えられることとなります。一方で、その正規職員をどこで回収するかという部分は、市からいただく職員設置費というものは既に決められていて、変わらない形になっております。また、これまで市からたくさんの委託事業を受けさせていただいていて、それを正規職員と一緒に担っていただいていた 1 人 300 万円から 350 万円かかる常勤職員と非常勤職員が今年度をもって 4 名ほど退職をします。その人達に担っていただいていた委託事業を正規職員が掛け持ちをしながら委託費用の中で取り組みを進めていくという形で回収することによって、障害者デイサービスセンターのぞみの支出を 600 万円から 650 万円抑えて、赤字を出さないことを最優先に考えた予算積算を提案させていただく予定でありますので、アド

バイスをいただければと思っております。まずは、2年間続けて赤字を出してしまいましたので、今後の3年間ではとにかく赤字を出さないための努力を最大限行っていきたくと思います。

（向山理事）「個別にアタックできない」という法的根拠をまずお示しいただきたいと思っております。というのは、事務局からの説明を聞いていると、一生懸命やっていますし、計画相談事業所と連携を取りながら努力しているというのは理解できますが、ただ、来年から市の方の指定管理料がゼロになるということであると、人を減らして支出を抑えてしまう場合利用者は不安になって、もう利用しないということになってしまうと逆パターンになってしまうと思うんですね。ですから、利用する側としましては、あそこに行くと安全であるとか、自分にとって良い時間を過ごせるという形で利用者は口コミが一番大きな力となって人が増えるという考えですが、職員が減ることのマイナスな口コミが広がってしまうと思っております。どうかそのあたりの法的根拠があるのかないのか、社会福祉法人、社会福祉協議会という立場でもできることはあると思っておりますので、そこをよく整理する必要があります。「個別アタックができない」という風に思ってしまうと、顧客の拡大というところには行き着かないと思っておりますので、法的整備をして、法律的に大丈夫であるかというお考えをさせていただかないと、個別アタックができなくて独立採算せよというのは難しい課題を自分達で作ってしまっているという理解で聞いておりましたので、どうかそのあたりの整理をさせていただきたいと思っております。法的根拠があるのかないのかだけでもお示しいただけますか。

（事務局：相良）「個別アタック」については、あくまでもこの33人の住所、氏名、電話番号である個人情報だけを立場に社会福祉協議会はないという意味で申し上げただけでございます。当然アプローチをしないということではなく、市や他関係機関から協力をいただけるのであればできるだけ連携をさせていただいて、社協として法令を遵守する中であらゆるできる事は全て考えてアプローチはやっていきたと考えています。スタッフが減ってしまうという部分は、市から指定管理を受けている社会福祉法人として利用者の安心や安全というところは何よりも最優先してこれまでもサービスを提供してきております。ここを壊してしまうほどの削減をするわけにはいかないと思っておりますので、利用者の安心と、また利用したいなど思ってもらえるようなスタッフ配置をしていきます。

（向山理事）個人情報のところでももちろん市も協力しますが、社会福祉協議会が今まで培ってきた情報というのは沢山あると思っております。ヘルパーの事業所や居宅の事業所もやっておりましたので、社会福祉協議会が独自で知り得た情報から、十分動きは取れると思っております。今回の個人情報にとらわれないあり方を、独自の情報で動けないということではないと思っておりますので、いろいろなものを駆使して事業内容も改革しながら進めて欲しいと思っております。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第4号 成年後見制度に係る福祉後見サポートセンターの新規設置について

議案第5号 定款の一部変更について

（事務局：荒井）提案理由としましては、第4次地域福祉活動計画の重点事業として掲げて参りました法人後見機能の発揮についてでございます。こちらに関しましては、これまで報告させていただきました通り、社会福祉協議会が法人として判断能力が不十分な方の後見人となることで、権利を守っていくというものであります。特に資力の少ない福祉的な見地から後見が必要とされる方を中心的に支援していこうというところで計画に掲げた内容となっております。昨年7月に発足しました(仮称)福祉後見サポートセンター設置検討委員会の中で3回に渡りまして委員の皆様にご検討いただいたところであります。具体的には、本会が行う成年後見制度に関する事業内容、福祉後見サポートセンター設置にあたってのルール作りについてご意見・ご提案をいただきました。それらの意見等を踏まえまして2つの規程と1つの要項としてまとめたものの提案となります。本年4月からこの規程及び要項を基きまして、新たに福祉後見サポートセンターの運営に取り組みたいということに関しましてご審議をいただきたいと思います。なお、本事業の新規実施につきましては、定款第2条の記載事項となっておりますので、議案第5号と合わせてご審議をいただきたいと思います。

【資料に沿い福祉後見サポートセンターかみすの設置規程(案)、運営委員会、実施内容等について説明】

【定款変更理由説明】

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第6号 常務理事の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

（事務局：相良） 提案理由としましては、高齢者雇用安定法の改正に伴う高齢者雇用の確保措置、特に公務員においては再任用制度の活用の拡大というところが人事院より強く指導されていて、神栖市においても同様の取り組みが実施されるに伴いまして、市の公的支援を受ける公益団体であります、神栖市シルバー人材センターや神栖市文化スポーツ振興公社の常勤の役員の処遇が平成28年度より見直されることとなりました。本会の常務理事の報酬についても、これらの2団体と同じく、市の公的支援を受ける公益団体の常勤役員という位置づけでこれまでできておりますので、他団体と同様の見直しを図るために報酬に関する規程の一部を改正へしたく提案するものでございます。具体的な改正内容につきましてはP.29に記載の通りとなっております。改正の箇所は第2条の報酬の部分でございます。「常務理事の報酬は月額25万円とする」となっていたものを「28万円とする」、併せて「別に通勤手当を支給する」というところが大きな改正のポイントです。この改正によって、他の公益団体であるシルバー人材センターやスポーツ振興公社と同じ処遇体系が担保されることとなります。第2項の中では、報酬の支給及び通勤手当の計算方法については正職員の例によると修正を図るとともに、第3項として報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。具体的には社会保険料等の控除について条文の中に明文化させていただくものであります。こちらの改正を加えまして、平成28年4月1日からの適用をしていきたいということで、今回提案をさせていただきましたので、ご審議をいただきたいと思っております。

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第7号 給与等に関する規程の一部改正について

（事務局：相良） 給与等に関する規程については、社会福祉協議会に所属しております正職員の給与を定める規程として位置づけがされております。現在正職員は18名が勤務をしております。その給与については神栖市職員の例に準ずるという形で規定がされております。市の職員の給与においては人事院勧告に基づき、地域ごとの民間賃金水準を的確に公務員給与に反映されるための基本給を引き下げたうえで、地域ごとの割合を定める地域手当というものを新設されたところであります。具体的に神栖市職員に対しては、平成27年度より同手当が支給されていることを受けまして、今回の改正は同じく神栖市の職員に準じて本会正職員に対し地域手当を新設するものとして提案いたしました。なお、この地域手当につきましては、物価等も踏まえつつ主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給されるものとして人事院の方で基本的なルールが定められております。計算方法は基本給＋役職手当＋扶養手当の月額に人事院の定める支給割合を乗じたものを毎月支給しているということになっております。ちなみに茨城県内では今回の人事院勧告によって14の市がこの地域手当の支給対象地域となっております、それぞれ1級から7級まで位置づけがされております。神栖市については6級地に位置づけられたということで、平成27年度の地域手当の支給割合は4%と規定がされ、市の職員もこれに準じて、平成27年4月より支給がされていると市職員課に確認ができております。本会も同じ支給率で平成27年4月1日に遡って適用をするということで具体的な改正案については修正を加えて本日役員の皆様のお手元にご用意をさせていただいた通りとなっております。第2条給与の種類の中に新たな9番目として地域手当を創設して期末勤勉手当を1号ずつ後ろに繰り下げる内容であることと、第6条休職者等の給与に関する部分と第13条期末手当、第14条勤勉手当いずれも地域手当が支給に関わってくることとなりますので、併せてこの4条に関して改正を図りたいという内容で提案をさせていただきましたので、ご審議をいただきたいと思っております。

（伊藤理事） 「神栖市職員に準じて」という部分で、なぜその必要があるのか、必ず準じなければならないものなのかということをお願いしたいと思っております。先ほど、一部の事業では赤字が出ているという環境の

中で手当を増やすということはなかなか理解されない対応なのではなか、赤字が解消されるまで遠慮することはできないのかと思います。

(事務局：相良) 社会福祉協議会正職員の給与については法人化以来の規定の中で、当時神栖町の職員に準じた形で規定をするということをやってきたという実態がございます。ですので、市の職員給与に改定があれば給与表も含めて同じような見直しを図って、退職金の支給率についても同様に対応しています。平成27年度からの適用ということで、支給のタイミングは少し遅れる形にはなりますが、同じような改正をさせていただきたいということで提案をしています。伊藤理事から言われました事業の赤字との関連でございますが、当然赤字部門は赤字部門として是正をしていかなければなりません、一方で正職員の処遇は市の職員に準じた支給というところを掲げて、採用から昇格昇給までやってきたこともありますので、市の職員に合わせるといって提案となっております。ただし、給与に関する規程については理事会で審議をしていただくものですので、いろいろな観点からご意見をいただければと思います。

(花田理事) 社会福祉法の改正によって形が変わってきますから、今、伊藤理事からお話がありました通り、根本的に検討する必要があると思います。

(中山監事) 理事の皆さんに監事の立場でご質問させていただきますが、事業として赤字が何年も続きそうだという事については、止めるんでしょうか。それとも続けるんでしょうか。これを決めるのは理事の皆さんだと思います、事業ですから。ただし、赤字でもやっていこうということであれば、それに対するアイデアは理事の皆さんがいろいろな議論をして出していくべきだと思います。止めるか止めないかは理事の皆さんがきちんとお決めになった方がいいのではないのでしょうか。事務局に対して赤字だからどうするのかということではなく、その責任は理事の皆さんにもありますから、議論をするべきだと思います。それに当たって、現場感覚も大事ですので、デイサービスセンターのぞみや福祉作業所きぼうの家を全員で見に行き、考える必要があると思います。

(中嶋理事) 今回事務局の方で来年度に関して職員は減でという形で進めてきたいということでしたが、安心・安全の確保ができて運営が進められるのであれば、赤字解消ができるのではないかと私は思います。

(坂本常務) 私は指定管理を受ける段階から関わっておりますので、その部分の事情というのでも理解しているところであります。2年間赤字経営が続いている状態でありまして、来年度以降、指定管理料はゼロになりますので、赤字を解消するというのは厳しい状況であると理解はしております。民間事業所と社会福祉協議会の違うところというのは、雇用の形態が違うという点があげられます。社会福祉協議会の場合ですと、1年間の雇用契約というものを当初に結びますので、年度の途中で赤字だからといってその職員をカットするというのは現実難しいわけです。どうしても1年の中で最終的に損益を見ていくことになります。それがこの2年間の結果でありまして、今後この赤字をいかに解消していくのかという点を考えた場合に、今回提案したような内容で進めざるを得ないという結論に内部で決定したところです。5年間の指定管理ですので、今後3年目、4年目の経過を見ながら、次回の指定管理に社協としてどのように取り組んでいくのかということを実際に考えていかなければならないと思います。ただ1つ言えることは、今赤字ではありますが、これが黒字に転換するのであれば社会福祉協議会の収益としては非常に有益なものとなってきますし、3.11の震災以降、行政を含めて神栖市の状況は変わってきていますので、これからの社会福祉協議会においても同じ状況となります。そういうことを踏まえ、社会福祉協議会としても市の助成金ばかりに頼るのではなく、自主的な事業も進めながら収益事業に取り組んでいく必要があり、指定管理事業は大きなものになると私自身は考えております。

(保立会長) いろいろな議論が出ましたが、今後の課題として十分考えていかなければならないと思っております。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

- 議案第8号 事務局職員就業規則の一部改正について
- 議案第9号 常勤職員就業規則の一部改正について
- 議案第10号 非常勤職員就業規則の一部改正について

（事務局：相良） 改正の理由については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に基づきまして、社会福祉協議会で申し上げますと従業員及びその家族のマイナンバーの取得と管理、利用に関するルールを定めるものとして就業規則に位置づけさせていただくものです。本会の特定個人情報取扱規程、特定個人情報等の適正な取扱に関する基本方針、こちらについては元々ある個人情報保護規定とは別に、マイナンバーの取扱については別途運営規定を定めるとというのが社会福祉協議会の中では指導がありまして、規定、基本方針いずれも茨城県社協からモデルが示されておりました。それに基づいて神栖社協として新たに設定させていただいたものであります。こちらの取扱規程に基づき、各職員とどのようにマイナンバーのやり取りをしていくのかというところを明文化しています。

【第8号、第9号、第10号について、マイナンバーに関する追加した条文等を説明】

非常勤職員就業規則については、新たに第2条非常勤職員の定義の中で1つ事業補助・相談員という職種を追加させていただきました。また、新たに追加した職種に対する1時間当たりの賃金について、第24条の中に新たに位置づけをさせていただくことにしております。事業補助・相談員の役割については、相談援助業務あるいは精神障害、発達障害などの社協が直接運営する事業に対して正職員と一緒に事業にあたり、利用者に関わりを持つ業務に従事する非常勤職員を指しております。時給の1時間当たりの単価としては基本的に940円を位置づけますが、特に勤続20年以上業務に従事した非常勤職員に対しては時給単価の見直しをさせていただき、1,200円の時給単価を新たに設定したいと考えました。看護師の1時間当たり1,300円に次ぐ高い賃金単価ということでの提案ではありますが、相談援助業務、精神障害、発達障害関連の事業については、経験に裏付けられた実践力あるいは年月をかけて培ってきた他機関とのネットワークの広さが大変重要となってきます。こういった人材を抱えておくことは社協にとっても大事な財産ともいえるものだと考えています。特にこれまで正職員と共に20年以上相談支援等に関わってきた非常勤職員には、引き続き意欲を持ち社協職員として仕事に邁進してもらえるように、且つ地域福祉の推進のために必要な人材を将来的に確保してもらいたいというような意味合いを含めて、今回新たな賃金の単価と合わせて提案をさせていただいたものであります。以上、マイナンバーに関する就業規則の改正が3規則と、賃金単価の追加というところで非常勤職員就業規則の改正案について、ご審議をいただきたいと思っております。

質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第11号 平成28年度神栖市社会福祉協議会事業計画(案)について

（事務局：荒井） 平成28年度の事業計画につきましては、基本方針に基づいて各事業を展開していきたいと考えております。平成28年度は本会の第4次地域福祉活動計画の2年目となります。本会に求められます地域福祉を推進する中核的な専門機関としての役割をこれまで以上に発揮しまして、平成27年度に実施した事業を充実、さらに発展させるというところで地域住民の皆様の安心した暮らしを応援していきたいと考えております。具体的には本会の活動の本質に照らしまして支援の届きにくい分野の福祉向上を図ることを活動の中心に置きたいと思っております。福祉サービスを必要とする地域住民の皆様の立場になって、課題解決のために必要な各事業の企画・実施を行いたいと思っております。先ほど協議していただきました、福祉後見サポートセンターをはじめとする新規事業、もうひとつはコミュニティ・ソーシャルワーカーの配置を継続することで地域住民の皆様の課題発見から具体的な解決策の支援体制づくりを強化するということを中心事業としていきます。その他の事業についても、第4次地域福祉活動計画で掲げた5つの基本項目を柱立てとして構成しております。

【資料に沿って地域福祉活動計画の基本項目について説明】

（向山理事） P.8のその他に、「募金運動の中心は市内全域に展開する募金箱募金、職域募金、行政区による戸別募金とし」とありますが、新年度は行政区の戸別募金というのは前年度と同様なのか、それとも拡大していくものなのでしょうか。

（事務局：相良） 行政区による戸別募金につきましては、あくまでも強制で全行政区に取り組んでもらうということではなく、もしお気持ちのある行政区についてはまず検討いただいて、協力の申出をいただいた段階

で資材等をお届けにあがるということで、呼びかけは全行政区にさせていただきたいと思います。年度初めの4月10日に1回目の行政委員会議が市役所主催で開催されますので、その中で社協会員加入の願いと併せて共同募金について呼びかけをさせていただく予定であります。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

議案第12号 平成28年度社会福祉事業区分 資金収支予算(案)について

議案第13号 平成28年度公益事業区分 資金収支予算(案)について

(事務局：相良) 法人全体で平成27年度予算267,887,000円に対して、平成28年度予算案では262,232,000円、予算全体の規模としては5,655,000円少ない金額での予算を編成しています。社協の持つ財産自体も有効に活用して必要な事業を実施していきますが、すでに当初予算の段階から一部の積立金の取り崩しを計画しております。ひとつは、財政調整積立金です。先ほど議案第3号の補正予算の中で200万円の取り崩しについて議決いただいておりますので、平成28年度当初の時点では1,500万円になっております。そののうち、500万円を当初予算の段階で処分させていただきたいということでございます。こちらについては指定管理事業の補填という意味合いではなく、市からの法人運営助成金が要望額に対し減額決定となったこと、また、一部事業において資金に不足が生じてしまうことを担保していくための支払資金確保という2つの理由で500万円の処分を当初予算案に盛り込みました。二つ目は福祉活動基金の一部を処分するという内容です。福祉活動基金の現在額14,200万円については、法人化以来取り崩さずにこれまで保有してきましたが、必要な事業への充当という部分については、取り崩しができるということで、規定が見直しされていますので、それに基づいて必要な事業の実施資金として取り崩しをさせていただきたいというものです。具体的に取り崩し額として予算案に計上したのは200万円ですが、大きな理由としては新しく事業として立ち上げます法人後見センターの設置に係る基本的な財源として金額で言うと100万円計上させていただきます。また、これまで福祉活動基金14,200万円の果実運用益で実施をしてきたボランティア団体や市内の学校等への助成が、数年来基金の果実が減少して助成の原資とするには少なすぎる金額になってきたため、平成28年度予算の中では、これらのボランティア助成を継続していくため財源として基金の原資をある程度活用させていただきたいということで100万円当初予算に計上させていただきます。

社協の会計単位については社会福祉事業区分と公益事業区分の2つの大きな事業区分、その中で拠点区分として社協自主事業、受託事業、障害者計画相談事業、ホームヘルプサービス事業、障害者デイサービス、福祉作業所、基金積み立て、職員退職手当積立、労働派遣事業が設けられておりまして、その中のいくつかの拠点区分にはさらに細かいサービス区分が設けられて収支予算が編成されております。金額的に一番大きいところが社協自主事業です。平成28年度は予算117,506,000円で編成しました。地域福祉推進事業の中に財政調整積立金の500万円の取り崩しが含まれているとともに、新しく区分として設置した成年後見制度に関する事業に1,002,000円を編成しました。このうち100万円については、基金を処分した額を基金積立事業拠点区分から繰り入れて活用させていただくという予算案となっております。受託事業拠点区分につきましては、いずれも茨城県社協もしくは神栖市から受託をして実施する事業を、事業毎に編成しているものです。ファミリーサポートセンター事業については、これまでの相談や活動実績の増加を受けまして受託金が増額で決定されたところであります。障害者計画相談事業につきましては、障害福祉サービスのケアプランを作ることによる報酬を収支計算していく拠点区分となっております。最初の計画作成時にいただくお金と、3ヶ月ないし6ヶ月ごとにいただくモニタリング料が収入の構成要素となっておりますが、今年度よりも若干多めで予算編成をいたしました。ホームヘルプサービス事業については、介護保険、障害者総合支援法、軽度生活援助(市受託)、養育支援(市受託)がありますが、市内に多くのヘルパー事業所があり、相対的に社会福祉協議会が担っていくヘルプサービスの枠については、徐々に縮小傾向となっているため、1割程度の減の予算規模で編成をしました。障害者デイサービス事業、福祉作業所事業については議案第3号の中でも説明させていただいておりますが、今年度の予算に比べると、収支規模については大きく見直しを図った結果の予算編成となっております。デイサービスセンターについては1,100万円、福祉作業所については230万円少ない見込みを立てました。指定管理料については700万円ほどあったものがゼロになることと、利

用想定をデイサービスセンターでは11人、福祉作業所は19.4人、いずれもこれまでの利用の頻度に基づいて、実現可能な目標値を利用見込みとして収支予算の編成をしております。併せて人件費を含め経費の削減も大きく図っておりますので、あくまでも当初予算の段階ですが、福祉作業所事業の中では300万円程の黒字を見込んでおります。この黒字分については社協自主事業に繰り入れを見込んで当初予算を編成している状況になります。基金積立事業については、福祉活動基金の果実運用を収支計算していく拠点区分となっておりますが、提案理由のひとつである基金の取り崩しとして、処分額200万円が平成28年度予算案の中に盛り込まれています。200万円を取り崩したうち、100万円はボランティア助成として活用し、残りの100万円については成年後見制度に関する事業に繰り入れをして基本的財源とする内容となっております。職員退職手当積立事業については、8,062,000円で編成しました。この中には、積立金の一部取り崩しが含まれておりますが、現在1,690万円保有している職員退職金のための積立金のうち、180万円を処分してその年度中に発生する退職者への退職金の予算として予算編成をしております。労働者派遣事業については、来年度も市の社会福祉課、障がい福祉課、地域包括支援課にそれぞれ正職員を1名派遣する内容となっております、この派遣料が予算案として計上されています。ここまでが社会福祉事業区分です。公益事業区分については、法人税法上と言う収益事業を扱う拠点区分として福祉用具貸与事業に係る収支と市内に設置しております自動販売機設置手数料の入出金管理、事業計画の中で新たな事業として位置づけました広告料収入を若干見込んだ形で今年度と比べると増額した予算編成をしています。以上法人全体で262,232,000円の予算編成をしたところでありますので、ご審議をいただければと思います。

(中山監事) 資料P.18に記載してある当期資金収支差額合計が今年度は-4,786,000円となっておりますが、予算の当初から赤字でいきますよということでしょうか。

(事務局：相良) 確かに中山監事がおっしゃった通り、単純な当年度の収入と支出を比較した差異が、-4,786,000円と、今年度も3,853,000円の△が付いているという状況で、ここ数年こういった傾向が続いております。その分は前期末支払資金残高が同程度見込むということで、トータルの資金収支の予算額は0円ということでこれまで収支予算編成をしております。一方法人によっては、当期末資金残高をきちんと出して、その代わり予備費のところである程度調整をする形で理事会・評議員会に諮られるという法人もあります。神栖市社協においては法人化以来、前期末支払資金残高も含んだ形で予備費支出の予算を見込んで、トータルの収入支出予算の差額はなしで提案するという形態でございます。ただしいずれにしても、当年度の収入と支出の比較でいけば、4,786,000円不足しているという状況はご指摘の通りです。

(中山監事) 普通に考えたら事業計画を組んだ時に、うちは赤字ですよと言ったら社長はクビですよ。その部分の厳しさというんでしょうかね、事業計画というのはとても大事だと思います。社会福祉のいろいろな中でご苦労もあると思いますが、事業として見たときにももちろんこれはノンプロフィットですから、利益をどう出していかではなくて、予算の中で最初から赤字ですよということはシビアに見直しをしていく必要があると思います。

他に質疑はなく、審議に入り、全会一致で議決された。

事務局より、伊藤理事、向山理事、坂本常務理事の3名については、この3月末日をもって、理事職を退任されることが報告され、1人ずつ挨拶をいただいた。

(伊藤理事) これからは、一市議会議員として変わらず、この社協のあるべき姿、あるいはこれからやるべき事業等について、注目して参りたいと思いますので、変わらずこれからも頑張ってもらいたいと思います。

(向山理事) 市の立場としましては、社会福祉協議会の福祉に対する市民への動きというのは非常に大事なものであり、神栖社協に期待をしています。これからはもっと福祉のエリアを広げて、あまり行政の業務にとられない業務を展開してもらいたいと思っています。これから少子高齢化社会の中で、福祉の必要とされる場所は多く複雑になるかと思いますが、専門職の域を活かして市民から必要とされる社会福祉協議会になってほしいと思っています。

(坂本常務) これまで3年間常務理事として、本会のいろいろな事業について事務局と議論を交わしながらここまで来たところでございます。神栖市社会福祉協議会につきましては、正職員18名中12名が国家資格を

有する県内でも有数な社会福祉協議会であります。ポテンシャルはあるので、これをいかに今後神栖市の福祉の発展に活かしていくのかということが、神栖社協がおかれている状況、そして求められているものだと思います。私自身もこの生まれ育った地域で、微力ではございますけれど、尽力していきたいと考えております。

(事務局：橘田) 最後に事務局より事務連絡があります。次回の理事会については、平成 28 年 5 月下旬の開催を予定しております。また、5 月中旬頃には監事による監査を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、平成 27 年度第 4 回社会福祉法人神栖市社会福祉協議会理事会は終了となる。